

今、知っておくべき(いざというときに困らない)
家族信託専門の司法書士による

家族信託セミナー

元気なうちから資産の管理・処分を託す新たな制度。

家族信託とは？

「家族信託」とは、自らの財産について、自らの意思によって、どのように管理をし、承継をしていくかを定める手法の一つです。

例えば、自分の老後の生活・介護等に必要な資金の管理及び給付をしてもらうため、保有する不動産・預貯金等の資産を、信頼できる家族・親族などに託し、その管理・処分を任せる仕組みです。

したがって、資産家だけでなく、誰にでも気軽にご利用できる制度です。

講師

司法書士法人アストラ
代表司法書士
家族信託専門士

星尾健二

一般社団法人愛知県家族信託協会
代表理事



日時
平成30年 **9月12日** (水)
午後1時30分～3時30分

場所 **名古屋市中区栄1-12-5
コスモス21ビル 7F
ミーティングルーム**

定員 **20人** **お申込先着順**

料金 1人 **3,000円** (税込)

振込先:三菱UFJ銀行 名古屋営業部
普通預金 6577681 (株)コスモスアカデミー
(振込手数料はご負担ください。)

●持ち物:筆記用具

お申し込みは
今すぐ!

FAX 052-204-2127 玉井

コスモスアカデミー 検索

<http://cosmos-ac.jp/>

会社名	(ご紹介者名)				
電話番号	()	内線	FAX	()	
会社所在地	(〒 -)				
ご連絡先	e-mail	@	お申込 責任者様	所属	お名前
ご出席者	氏名		氏名		
	氏名		氏名		
お申込人数	合計	名	お申込 金額合計	円	お支払 予定日
					月 日

【ご注意】ご都合が悪くなられた場合は、出来るだけ代理の方がご出席ください。なお、ご出席いただけない場合、開催日の7日～2日前までの取消しについては、料金(割引前)の30%をキャンセル料として申受けます。なお、返金は振込手数料を差し引いた残りを送金いたします。開催日の前日、当日の取消しの場合は参加費の全額を申し受けます。キャンセルの際はテキストを後日お渡します。お取り消しのご連絡は、必ずFAXにてコスモスアカデミーまでお願いいたします。

こんなお困りごと
ありませんか？



不動産・預貯金の凍結防止に！

- 不動産や預貯金の凍結を防ぎたい
- 名義変更など必要な手続きの流れを知りたい

▶ **順序よく手続きを進めれば費用が節約できます！**

今までの贈与に替わる、新しい生前贈与

- 贈与税がかからない範囲で生前贈与しておきたい
- 相続税を減らすために生前贈与など、いい方法を知りたい

▶ **生前贈与を賢く使って、節税対策を！**

成年後見・家族信託

- 高齢の父に代わってその息子が継続して父名義の土地の有効活用
- アパート経営で、認知症を発症後の建替え、賃料交渉などの対応
- 高齢で資産が多く、相続対策に数年かかるが認知症など万が一に備えられないか
- もし父が亡くなった場合は母に相続させたいが、母は認知症である

▶ **正しい財産管理制度の活用で財産の凍結を防ぐ！**



認知症になってしまつとこんな問題が…

銀行の預金口座から
お金が引き出せなくなって
施設の入居費が
支払いできない



収益用アパートの
新規の賃貸契約が
出来ない



所有している
土地・建物が
売却・賃貸
できない



成年後見人が
つくことになり
裁判所から監督
されることに



本人契約の
生命保険が
解約
できない



これらのお困りごとは**家族信託**で解決！

今回のセミナーで詳しく解説します

● セミナー内容

- 1 認知症対策**
■ 認知症・資産凍結対策の家族信託
- 2 事業承継対策**
■ 事業承継への家族信託の活用
- 3 共有対策**
■ 不動産の管理・処分への家族信託の活用
- 4 二次相続以降の対策**
■ 財産を次の次の人に託せるか？
- 5 障がいを持つ子の親なき後対策**
■ 親なき後問題対策
■ 障がいを持つ子のための家族信託の活用

会場案内図



株式会社 コスモスアカデミー FAX 052-204-2127

名古屋市中区栄一丁目12番5号 コスモス21ビル 9F TEL 052(203)5568